

森宗也〔編〕『南アジアの障害当事者と障害者政策—障害と開発の視点から』（千葉：日本貿易振興機構アジア経済研究所、2011年、197頁、本体2,600円＋税、ISBN978-4-5829027-7）

（評）浅野 宜之*

本書の冒頭で編者の森が言うように、南アジア地域には障害者政策や支援の面で比較的早い段階から進んだ考え方を取り入れようとしてきた国々がある。南アジア地域の中心国といえるインドもそうで、1995年には障害者（機会均等、権利保護および完全参加）法が制定されるなど、法制面では他の国に劣らないものがある。しかし、それがどのように運用されているのかという点については十分把握されていないのが実情である。そもそも、日本国内における障害者に対する施策や障害者団体の活動について、日本の住民がどれだけ知識を得ているかといえば、専門家以外で十分にそれを持っている者は必ずしも多くないであろう。ましてや海外の諸国、なかでも経済的に発展途上とされる国々について、障害者の状況は十分に知られていないといえよう。

本書は、南アジア諸国における障害者の実情について、障害者政策の検討と障害当事者団体の活動を切り口に検討したものである。編者の森は、これまで森編〔2008〕や森編〔2010〕をはじめとして、小林編〔2010〕所収の論考などを通じて、「障害と開発」の問題について重要な業績を発表してきた。本書においても、森は障害を社会のあり方や開発のあり方から捉えるというアプローチが「障害と開発」のアプローチであることを示したうえで、開発の中への障害当事者の包摂や各国・各地域における開発の問題と障害の問題との関係について当事者の視点をふまえるという論点を提示している。当事者団体を検討の基盤におくということは、上述のアプローチから自然のものであったことが分かり、また本書全体を通読した際に実情を理解しやすくさせることにつながっている。以下、各章について概観する。

第1章（森壮也）は、本書の構成やねらいを記述した章であるが、同時にインドにおける障害者サービス制度の歴史的展開を概説し、そのなかで障害関連の制度や情報はその国の歴史や社会の仕組みと結びついていることから、障害者にかかわる諸概念についても障害当事者からの要望に即した形で南アジア諸国でも再構築する必要があると述べている。また、インドにおいては障害者権利運動も発展していることも紹介し、南アジアにおける「障害と開発」にかかわる課題を提示している。そして、本書での考察の軸を各国障害者法制度の発展と当事者団体の発展に置くことを示している。

* 大阪大谷大学教授（アジア法、インド法）

・ 2010、「インドにおける障害者の法的権利の確立」小林昌之編『アジア諸国の障害者法—法的権利の確立と課題』、アジア経済研究所、149-182頁。

・ 2010、「南アジア編・統治機構」稲正樹・孝忠延夫・國分典子編『アジア諸国の憲法入門』、日本評論社、209-231頁。

第2章（森壮也）では、インドの障害当事者運動について、全国的かつ主流とされる二つのろう者の団体、すなわち、政府からの補助金に依拠しつつ職業訓練を主に実施してきた団体と、むしろ権利要求運動に重点を置いている比較的新しい団体のそれぞれを取り上げて、活動の特徴を示している。そして、具体的な活動として、運転免許申請にかかわる訴訟や、手話および手話通訳の問題について紹介している。そして、それらの活動を検討したうえで、開発への障害の包摂を果たすには、人権アプローチの導入とクロス・ディスアビリティ（種別の枠を取り払って障害をとらえる）の視点を有することとが必要であるとしている。

第3章（辻田祐子）は、インドにおける障害児教育について、「インクルーシブ教育」の導入という観点から検討している。まず、インドにおける障害児教育の現状が紹介され、統計から、障害児はまず就学できるかどうかの問題であること、障害種別、地域、性別などによって就学状況に違いがあることが示されている。そして、就学率は低い状況にあるうえ、普通学校での教育支援も十分ではないことが述べられている。つづいて障害児教育の現状として、教育普遍化プログラムや2009年子どもの無償義務教育権利法制定過程における障害児の取扱についての議論を紹介している。そして、デリー大学に在学している学生からの聞き取り調査について述べ、高等教育を受けられるにいたった背景について検討している。最後に、上述の検討から、政策や法律の迅速な実施、普通学校での就学支援への補助金分配のシフトなどの政策オプションを提示している。

第4章（井上恭子）は、ネパールにおける障害者、障害者団体に関連する問題について近年の歴史的变化をもとに検討している。そのうえで、ネパールにおける政治的変容が障害者および障害者団体に変化をもたらしているとする。つまり、絶対王政下における民間団体への監督・監視という側面を重視する時代から、民主化が進展する中で各種団体の活性化、法制度の整備が進められ、そして王制から共和制への動きの中で、障害者自身の政治参加の拡大がみられるなか、さまざまな省庁や組織による行政支援の遅れや曖昧さや、障害者団体の活動も含め地域的に限定されているといった問題が存在していることを挙げている。こうした問題は存在するとしても、障害者自身の関与・決定の場は拡大するという展望を示している。

第5章（小林昌之）では、ネパールにおける、障害者の権利救済のための重要な手段である、最高裁判所への公益訴訟提起について取り上げる。まず公益訴訟の概要について紹介されているが、インドでの公益訴訟については先行研究が比較的多く見られるなか、ネパールについてはほとんど見られないのが実際のところである。このような中で、筆者がネパールでの制度紹介をしていることは、有益なことと考える。そして、無償教育の権利や精神障害者の権利保護にかんする事例など5件の判例を検討している。これらの判例について、小林はいずれも障害者に好意的と評価するものの、その履行に問題があるという課題も指摘している。また、障害当事者の訴えだけでは訴訟維持が困難であり、アドボカシー NGO の果たす役割が大きい反面、当事者の参加が十分にならないという問題点もあることが指摘されている。

第6章（山形辰史）はバングラデシュの障害者問題について、まず政策等の概要を紹介したうえで、障害問題への地域 NGO の関与が大きいこと、これについては CAHD（Community Approaches to Handicap in Development）という手法が効果を与えているとし、その現状や課題について述べている。この CAHD の特徴としては、障害者を地域の一員としてとらえ、障害者本人とともに地域への働きかけも重視することにあるとされている。これは地域 NGO が多数活動しているバングラデシュに向けたものであるが、同時に当事者のオーナーシップが進んでいないという問題も存在するとしている。その結果、CAHD は「障害課題への対処の面的拡大」には向くものの、「当事者団体の育成や自立生活運動の促進といったいわば質的成熟・深化」が進まないという課題があるとしている。

第7章（奥平真砂子）では、パキスタンを対象に、自立生活運動に焦点が当てられ、障害者のあり方の変化が論じられている。まずパキスタンにおける障害者の現状を示した後、障害者運動について歴史的な展開を叙述している。中でも、自立生活運動について日本で研修を受けた人が帰国後展開し始めてから、障害者運動は大きく変わり、政府や社会の助けを待つ受動的立場から、自ら制度やサービスを作る能動的立場に変化したとされる。筆者は制度的な面や施設等のアクセスの面について、さらには障害者自身の意識の変化についてインタビューなども用いながら検証している。そして、自立生活運動の普及により、発展途上国の障害者が自らの手で自らの国の問題の解決に向かうことが予想されるとしている。

医療や経済的生活、教育、さらには法制度や社会的格差の問題など、南アジア諸国における多様な事柄について検討する一つの視点として、障害者をいかに扱っているかということは、重要なものである。本書は、南アジア諸国における、社会に存在する諸問題について検討する貴重な論点を提供しているといえる。また、障害者の処遇を超えた大きな問題について考察する一つの契機にもなりうる。評者は以前、インドにおける障害者の割当て雇用制度導入について省庁担当者で議論した際、市民社会の成熟度がこの制度導入の成否にかかわるという回答を得たことがある。市民社会のありようについてはさまざまな見解があると思うが、本書に示された実情と分析をもとに、議論を深めていくことができよう。

最後に改めて本書の特筆すべき点を述べて紹介の締めくくりとしたい。森は第1章の終わりににおいて、本書から得られた知見として「開発に障害当事者が参加していくことが、重要な方向性のひとつ」であることと述べたうえで、この論考を障害包摂的な開発に対しての当事者団体の役割についての「障害と開発」からの最初の答えとしている。冒頭でも述べたように、本書の中で重要な部分は各国における障害当事者団体の動きについて詳述した点にあり、改めてこうした組織のもつ意義を発見するとともに、他地域との比較検討を行うにあたり、本書は有用なものと考えられる。

参考文献

- 小林昌之（編）、2010、『アジア諸国の障害者法—法的権利の確立と課題』、アジア経済研究所。
- 森壮也（編）、2008、『障害と開発—途上国の障害当事者と社会』、アジア経済研究所。
- （編）、2010、『途上国障害者の貧困削減—かれらはどう生計を営んでいるのか』、岩波書店。